

監査公表第 802 号

定期監査（工事）及び財政援助団体等監査（工事）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 9 日

京都市監査委員

1 令和4年度定期監査（工事）（令和5年3月30日監査公表第798号）

（教育委員会－1）

監査の結果（指摘事項）

植生マットの積算において、施工規模による加算率を1工事の合計数量で判定していなかった。

積算の誤りは、積算等のやり直しにより事業スケジュールへ及ぼす影響が大きいだけでなく、本市が施工する工事の信頼をも損なうおそれがあることから、積算に際しては、積算基準に基づき、適正な積算を行われたい。

【整理番号3（教育環境整備室）】

（注）：【 】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講じた措置

監査の書類調査を受け、教育委員会事務局において、令和5年1月24日に局内の工事関係所属あてに問題点をメールで通知し、改善への取組に向けて周知徹底を図った。

教育環境整備室においては、同年2月6日に補職者会議で今後同様の誤りを生じさせないよう問題点の周知を行うとともに、同日、用地土木担当課長から用地土木（土木整備）担当の職員に対し文書による周知を行った。

また、監査の結果を受け、同年5月8日に関係職員を対象に会議を行い、用地土木担当課長から植生マットの積算について、施工規模による加算率を1工事の合計数量で判定するよう改めて周知した。

加えて、教育委員会事務局においても、同年4月26日付で、今後同様の誤りがないよう局内の全所属に向けて指摘事項等を文書により通知し、周知徹底及び注意喚起を図った。

別表1 工事(教育委員会)

注1 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設計	当初設計金額	当初 契約日	着工日	契約 方法	工 種	担当部課等
			最終変更金額		↓			
		請負	当初請負金額		当初工期			
			最終変更金額		最終変更工期			
単位(千円)								
3	京北地域小中一貫教育 校施設整備工事た だし、サブグラ ウンド等整備工 事		275,946	R2.10.16	R2.10.17	一般	土 木	教育環境整備室
			354,068		↓			
			249,293		R3.8.31			
			317,374		R4.3.31			

監 査 の 結 果 (意 見)

今回の定期監査の対象とした局等において、一般競争入札により入札を実施したが応札者がなく入札不調となったことから、随意契約を行うことができる場合の基準を定めた京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（以下「物品等ガイドライン」という。）第6項の「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するものとして随意契約をすべく、同項の条件である複数の候補者からの見積書の徴取は行ったものの、もう一つの条件である価格交渉は行わなかったという事例が見受けられた。価格交渉を行わなかったのは、入札の実施に当たり設定された最低制限価格相当額を下回るおそれがあったためとのことであり、この取扱いについては制度所管課も許容するところではある。

しかし、物品等ガイドライン第6項及び同趣旨の規程である京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン第4項（両者を合わせて「本件規定」という。）においては、「価格交渉を行うこと」が義務付けられており、上記の取扱いは形式的には本件規定に違反することになる。

ついでには、制度所管課は、本件規定の趣旨や目的を踏まえつつ、「入札の実施に当たり設定された最低制限価格相当額を下回るおそれがあったこと」を考慮して価格交渉を行わないことの是非を検討し、本件規定の文言を改める等の対応をされたい。

講 じ た 措 置

令和5年6月16日付で京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン及び京都市工事の請負に係る随意契約ガイドラインを改正し、競争入札に付し入札者がいないとき等における随意契約について、価格交渉をしなければならない場合の例外を定めた（令和5年7月3日施行）。

加えて、同改正については、令和5年6月16日に各局等の電子文書担当宛てに庁内メールにて送付し各所属に周知を依頼するとともに、契約課イントラネットホームページにも掲載した。

2 令和3年度財政援助団体等監査(工事) (令和4年3月31日監査公表第789号)

(都市計画局-1)

監査の結果 (指摘事項)

複数者が履行可能な業務委託を「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に適合しない随意契約を行っていた。

随意契約に当たっては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適正に事務処理を行われたい。

【整理番号12 (事業推進課)】

(注) : 【 】内の整理番号は報告書の別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講じた措置

監査の問題点について、京都市住宅供給公社 (以下「公社」という。) 内総務課から公社内各所属へ令和4年2月18日に通知を行い、事案の共有と再発防止に係る周知を行ったほか、令和4年10月24日に公社内全課の契約事務担当者を対象に、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。) を遵守するべく契約事務研修を実施した。

また、公社内事業推進課では、令和4年2月7日に開催した会議において、所属長から当該業務に関わる全ての職員に対して、ガイドラインの再確認を指示し、適正な契約事務による契約業者の決定を行うことを周知徹底した。加えて、公社内総務課からの上記の通知を受け、再発防止のため、過去の事例を所属内で共有した。

令和4年度に、次年度の業務委託に向けて入札参加資格要件の検討、設計書及び仕様書の確認、見直しを行い、令和5年度の業務委託について、令和5年3月29日に指名競争入札により委託業者を決定した。

また、所管局の都市計画局においても、令和5年7月13日、局内の全所属に対し、本事案を共有し、適切な業務遂行について改めて注意を促すために通知を行った。

別表1 維持管理業務委託(京都市住宅供給公社)

注1 契約方法欄の「随契」は、随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	委 託 名	設 計	当初設計金額	当初契約日	履行の開始日 ↓ 当初期限 最終変更期限	契約 方法	担当部課等
			最終変更金額				
		契 約	当初契約金額				
			最終変更金額				
		単位(千円)					
12	京都市洛西竹林公園維持 管理業務委託		10,595	R2.3.31	R2.4.1 ↓ R3.3.31	随契	洛西事業部 事業推進課
			10,595				

(監査事務局)